

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）について意見のある利害関係者は、令和二年十月一日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年九月四日（金）から同月十七日（木）まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

三 縦覧場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二

埼玉県八潮新都市建設事務所